

投票用紙及び投票用封筒請求書（一般用）

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、第 26 回参議院議員通常選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、公職選挙法施行令第 59 条の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

住 所 (現在する場所)	郵便番号 (5 7 1 -) 門真市 (電話)
氏 名	

門真市選挙管理委員会委員長 村田 文雄 あて

備 考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便により送付されますので、明確に記載してください。
- 3 郵便等投票証明書を必ず同封してください。
- 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、同施行令第 59 条の 4 第 3 項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載してください。
- 5 請求の締切りは、令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 5 時までです。